費用の一部を負担します

サービスを利用したら、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。

利用者の負担

利用者負担の割合は、所得により異なります。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	**以下の❶❷の両方に該当する場合** ❶本人の合計所得金額が220万円以上 ❷同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	**上記「3割」に該当しない人で、以下の❶❷の両方に該当する場合** ❶本人の合計所得金額が160万円以上 ❷同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 （住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担）

在宅サービスの費用

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。

◆おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて加算が行われます。

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

※内容によっては支給限度額が適用される場合もあります。

施設サービスの費用

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所した場合は、下の❶～❹が利用者の負担となります。

❶サービス費用の1割、2割、または3割

＋

❷食費

＋

❸居住費等

＋

❹日常生活費
- 身の回り品の費用
- 教養娯楽費

など

短期入所生活介護と短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■基準費用額：施設における食費・居住費（滞在費）の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
- ●食　　費：1,392円（令和3年8月から1,445円）令和3年8月から 食費の金額が変わります。
- ●居住費等：ユニット型個室 2,006円　ユニット型個室的多床室 1,668円
  従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）
  多床室 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）

●所得が低い人は、食費と居住費（滞在費）の負担が軽くなります

所得が低い人に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、浜田地区広域行政組合への申請及び認定が必要です。

次のいずれかに該当する場合は特定入所者介護サービス費等は支給されません。
❶住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
❷住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

❷については、令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階別になります。

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が
- 第1段階　：単身 1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- 第2段階　：単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- 第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- 第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

◆負担限度額（1日あたり）令和3年8月から 第3段階が細分化され、負担限度額が一部変わります。

利用者負担段階		食費		居住費等			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	390円 令和3年8月から 600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人（令和3年7月まで）	650円	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
令和3年8月から 第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
令和3年8月から 第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、（　）内の金額となります。

●所得が低い人は、グループホームの家賃、光熱水費の負担が軽くなります

（浜田地区広域行政組合独自制度）

要介護又は要支援2の認定を受けている浜田地区広域行政組合の介護保険被保険者の方で、浜田市及び江津市のグループホームの利用者を対象に、家賃及び光熱水費の利用者負担の一部を助成します。

※助成を受けるには、浜田地区広域行政組合への申請及び認定が必要です。

認定区分	助成対象要件（所得基準等）	助成額
1	本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している者若しくは本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者又は生活保護受給者	1月あたり 10,000円 1日あたり　330円
2	本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1月あたり　5,000円 1日あたり　170円 （1月5,000円を上限）

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

◆利用者負担の上限（1か月）令和3年8月から 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が変わります。

●令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	世帯　44,400円
●一般	世帯　44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯　24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人　15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人　15,000円 世帯　15,000円

●令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●年収約1,160万円以上	世帯　140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯　93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	世帯　44,400円
●一般	世帯　44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯　24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人　15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人　15,000円 世帯　15,000円

●対象者には浜田地区広域行政組合から申請書を送付します。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一　般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
●所得区分について、詳しくは市役所の担当窓口にお問い合わせください。
●支給対象となる人は市役所の医療保険の窓口へ申請が必要です。